

自己資本の充実の状況 (定性的な開示事項)

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

発行主体	資本調達手段	コア資本に係る基本的項目の額に算入された額	償還期限	配当率
鹿沼相互信用金庫	普通出資	1,475百万円	なし	年3.0%

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャー（貸出金、有価証券などの資産等）が一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、中期経営計画及び年度毎に掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを基本的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少あるいは消失し、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫ではこの信用リスクの管理が最重要であるとの認識のうえ、与信業務に係る信用リスクを適正に把握し適切なリスク管理を行うために「信用リスク管理方針・管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価・分析については、当金庫では、厳正な自己査定と信用格付制度を実施するとともに、信用リスク計量化および貸出資産のポートフォリオ分析等により貸出資産の信用リスクを把握・管理し、貸出資産の健全化に努めております。さらに、与信集中によるリスク抑制のため大口与信は審査会の審議によるなど管理強化に努めております。

個別案件の審査・与信管理については、融資審査部門と業務推進部門を分離し、厳正な審査体制をとっております。

信用リスクの管理状況につきましては、定期的にあるいは必要に応じリスク管理統括部及びALM役員会または役員会に付議・報告し、また、経営に重大な影響を与える事案については理事会へ速やかに報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定規程」及び「償却及び引当金の計上規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率をもとに算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の格付機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① 格付付投資情報センター (R & I)
- ② ㈱日本格付研究所 (JCR)
- ③ ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)

- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S & P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失 (信用リスク) を軽減するために、お取引先によっては不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金担保があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務規定」等により、適切な事務取扱い並びに評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体保証や住宅融資保険 (独立行政法人住宅金融支援機構)、個人向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金、㈱クレディセゾン、㈱ジェー・シー・ビー、㈱ジャックス等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務規定」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、直接派生商品取引を行っておりませんが、投資信託の一部に派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。投資信託については「資金運用規程」の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、投資に際しては「ALM役員会」等によりリスクに対する検証を行うなど適正な運用・管理を行っております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理方針および手続きの概要

証券化取引は、証券を購入する側の投資家と、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターとしての役割に分類されます。

当金庫の証券化投資は、有価証券投資の一環として捉え、リスク認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、必要に応じてALM役員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、「資金運用規程」の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、投資対象を一定の信用力を有するものに限